

テキストには未掲載ですが、試験では出題される場合がありますので、目を通しておかれることをおすすめします。
なお、同様の資料は HP でも公開しております。

1. 事前教示制度の概略

【事前教示制度】

税関は、納税義務者その他の関係者から申告納税方式が適用される貨物の輸入申告に必要な輸入貨物にかかる関税率表の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示を行う努力義務があります（関税法 7 条 3 項）。

これを教示制度と呼んでいます。

【事前照会の方法】

①口頭による方法

②インターネットによる方法

③文書による方法 など



- (1) 文書による事前教示は、原則として 90 日以内になされる。
- (2) これらのうち、文書による方法で回答があったものについては、交付又は送達のあった日から 3 年間は、輸入（納税）申告の審査上、尊重される。

【事前教示の求めができない場合】

- ① 照会者が貨物の輸出入者及びその代理人、若しくは、当該貨物の製法・性状等を把握している利害関係者及びその代理人でない場合
- ② 照会貨物が架空の貨物である場合
- ③ 事前照会を行っている者や利害関係者が、照会に係る貨物について不服申し立て又は訴訟中であるなど争っている場合
- ④ 輸入申告中の貨物についての照会 など